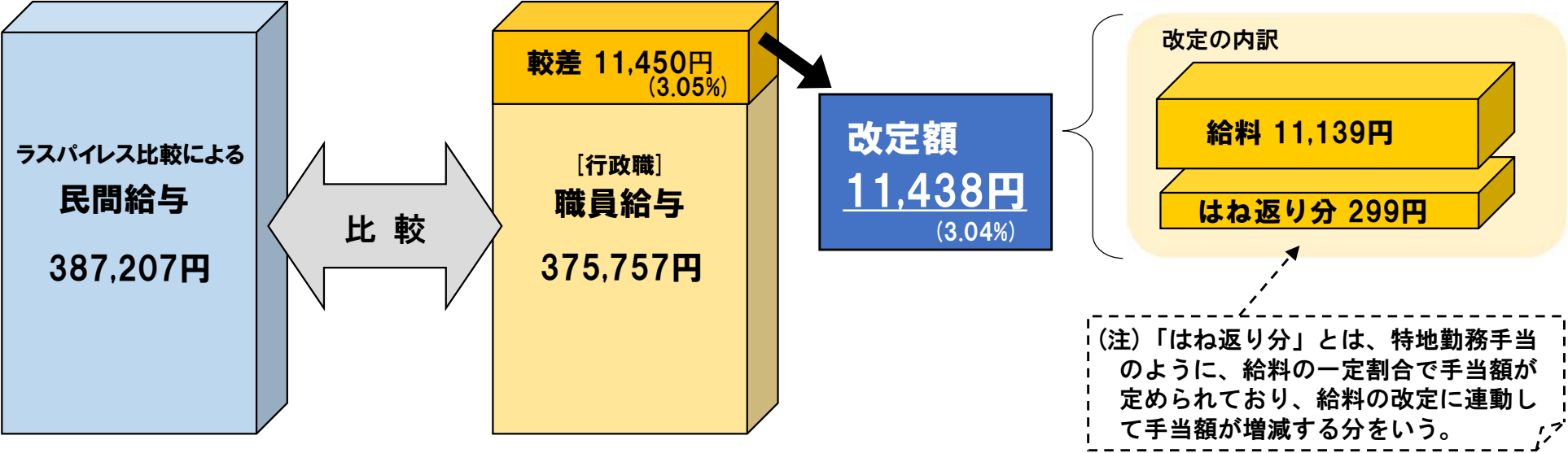


本年の給与勧告のポイントと 給与勧告の仕組み

給与勧告のポイント①

月例給の改定

本年の民間給与との較差 11,450円 (3.05%) を踏まえ、行政職給料表については、人事院勧告の内容に準じた上で、各号給の額に一定の率 (100分の101.08) を乗じ、その他の給料表については、行政職給料表との均衡を基本に改定



特別給（ボーナス）の改定

- ・ 民間の支給割合 (4.68月分) を踏まえ、職員の支給月数を現行の4.65月から0.05月引き上げ、4.70月に改定
- ・ 引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に均等に配分 (本年度は12月の期末手当及び勤勉手当を引上げ)

実施時期

令和8年4月1日 (ただし、特別給の引上げは令和8年12月1日)

給与勧告のポイント②

諸手当の改定

- ① 初任給調整手当 医師及び歯科医師に対する手当額を改定
▶ 最高支給限度額 417,600円 → 418,600円
- ② 宿日直手当 勤務1回に係る支給額の限度を改定
▶ 普通・特別宿日直 +300円 、 医師当直 +1,500円
- ③ その他（報告で言及）
 - 地域手当 令和9年度の支給割合を改定
 - 転居に関する手当 転居を伴う転勤を行った職員を広く対象とする手当の新設について、国における検討状況等を注視し、適切に対応

実施時期

- ①及び② 令和8年4月1日

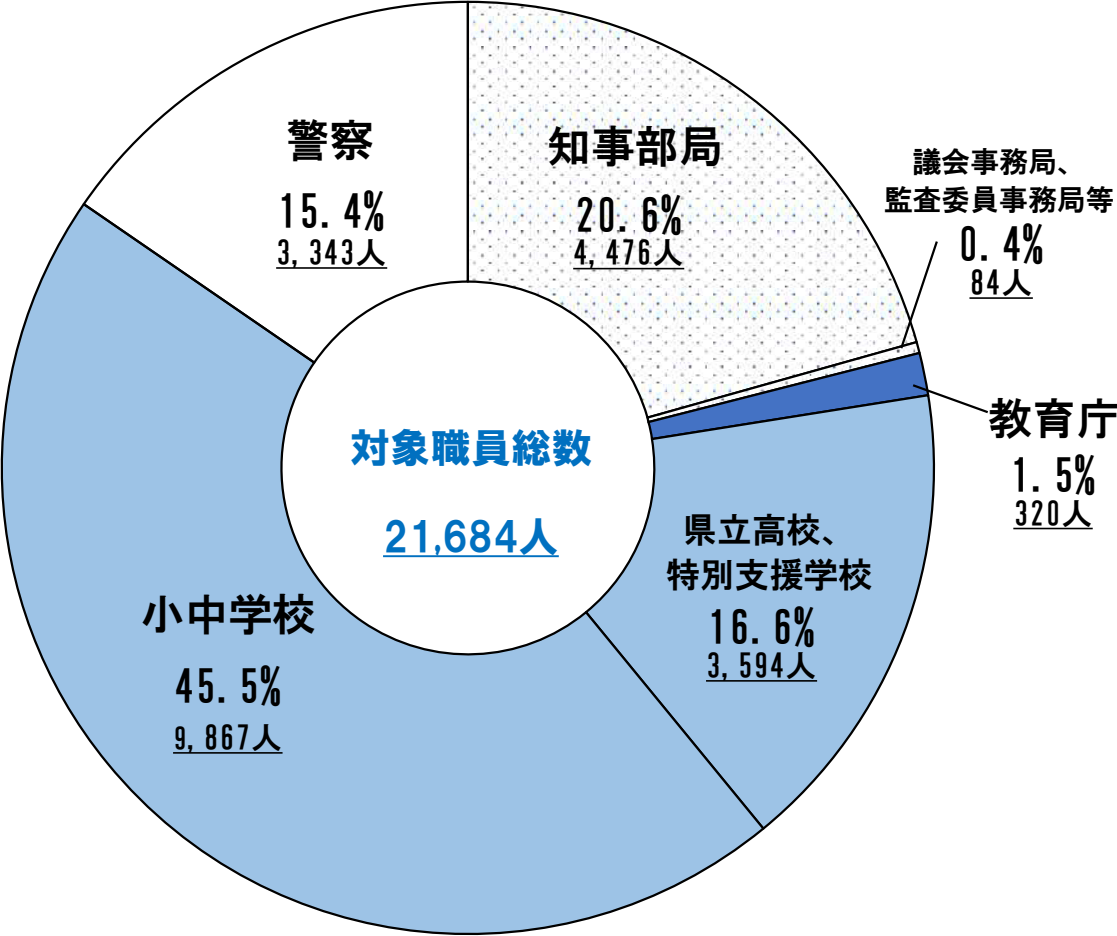
新たな職の設置に伴う給料表の改定

主幹教諭の導入に当たり、教育職給料表（二）及び教育職給料表（三）の2級と3級の間に特2級を創設

給与勧告の仕組み①

1 給与勧告の対象となる職員

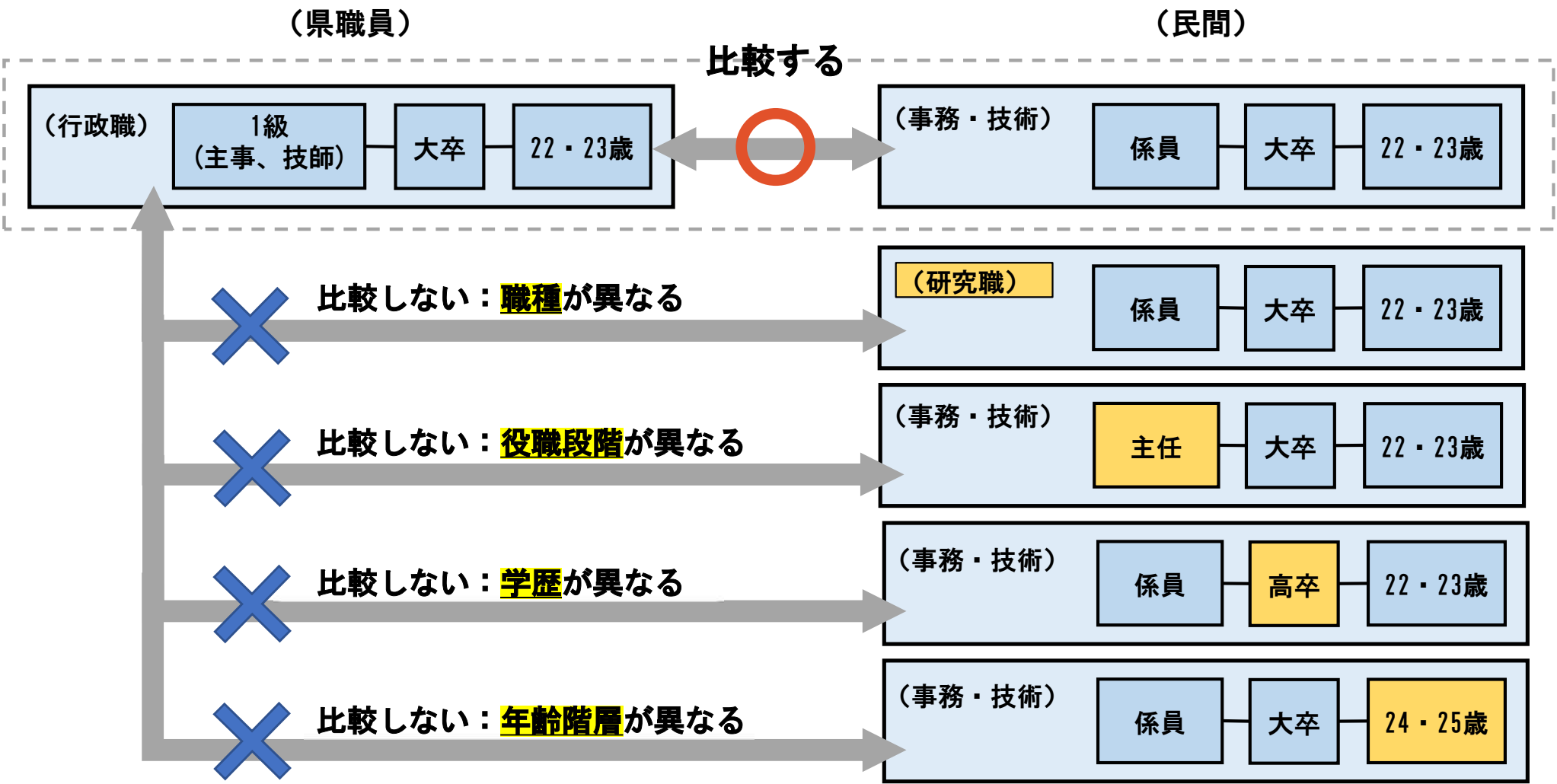
人事委員会の給与勧告の対象となる職員は、一般職の職員です。
企業職員、現業職員、特別職の職員は含まれません。



(注) 職員数には、会計年度任用職員、暫定再任用職員等は含まない。

2 県職員給与と民間給与との比較方法

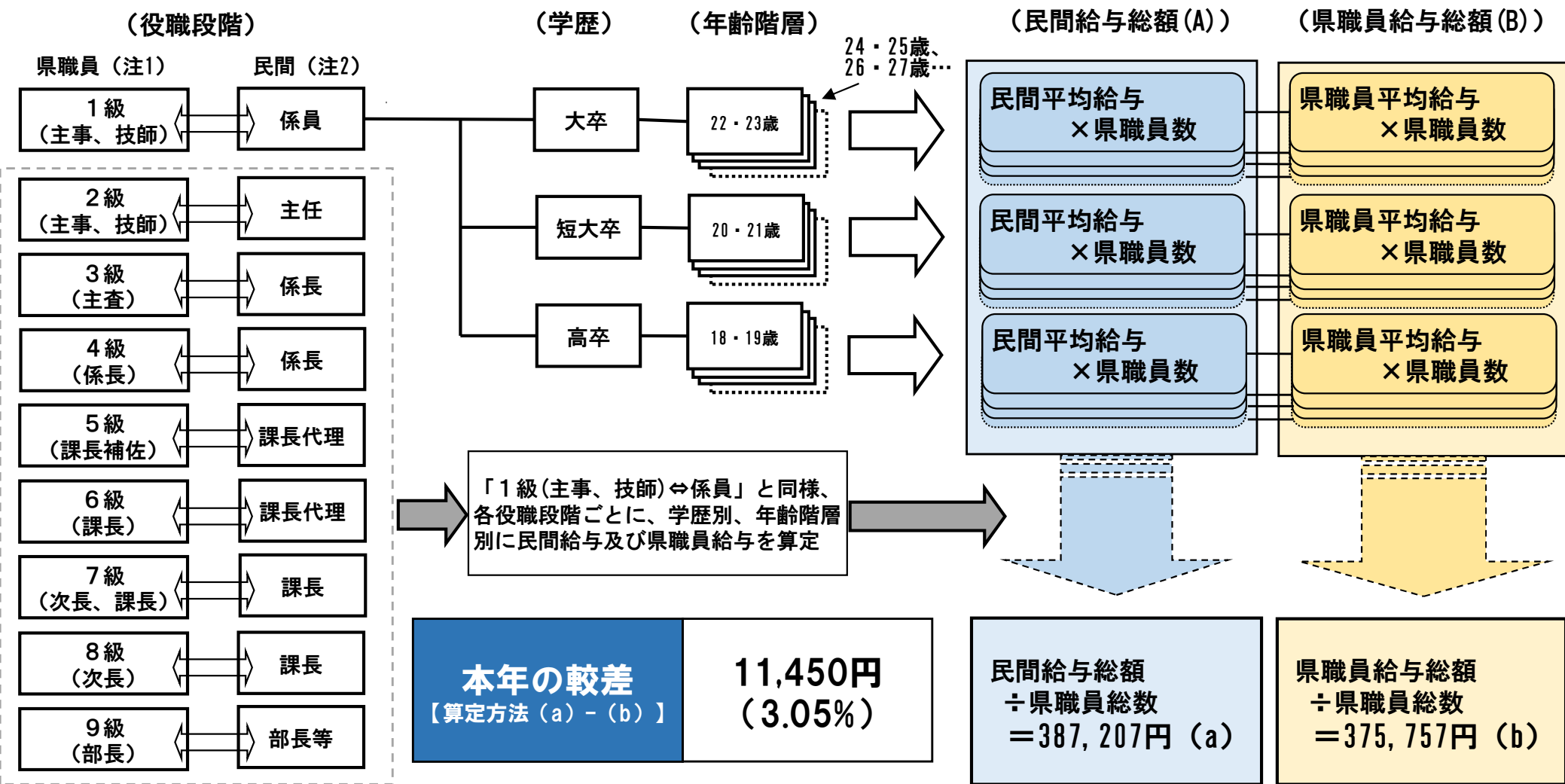
職種、役職、学歴、年齢が同等の県職員と民間従業員の平均給与を比較します。



給与勧告の仕組み③

3 県職員給与と民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

役職段階、学歴、年齢階層別の県職員の平均給与と、これと条件を同じくする民間の平均給与のそれぞれに県職員数を乗じた給与総額（A）、（B）を算出し、これを県職員数で除した平均給与額（a）、（b）の水準を比較しています。



(注1) 行政職で、カッコ書きは各級における職の例 (注2) 事務・技術で、企業規模500人以上の事業所の場合

給与勧告の仕組み④

【参考】 最近の給与勧告の状況（行政職関係）

区分	月例給		特別給		勧告による 平均年間給与の増減	
	改定額	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
令和 3 年	—	—	4.30 月	▲0.15 月	▲54 千円	▲0.92 %
令和 4 年	895 円	0.25 %	4.40 月	0.10 月	49 千円	0.85 %
令和 5 年	3,613 円	1.02 %	4.50 月	0.10 月	94 千円	1.63 %
令和 6 年	11,154 円	3.15 %	4.60 月	0.10 月	221 千円	3.79 %
令和 7 年	13,159 円	3.62 %	4.65 月	0.05 月	240 千円	3.98 %
令和 8 年	11,438 円	3.04 %	4.70 月	0.05 月	212 千円	3.40 %

月例給の改定額が10,000円を超えるのは3年連続